

京都市知的障害者授産施設条例第2条第2項第1号の事業を定める規則を公布する。

平成23年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市規則第49号

京都市知的障害者授産施設条例第2条第2項第1号の事業を定める規則

京都市知的障害者授産施設条例第2条第2項第1号に規定する別に定めるものは、次の表の左欄に掲げる施設ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

名 称	実 施 す る 事 業
京 都 市 飛 鳥 井 学 園	(1) 障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第15項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。） (2) 法第5条第16項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）
京 都 市 や ま し な 学 園	(1) 法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。） (2) 就労継続支援
京 都 市 う ず ま さ 学 園	(1) 生活介護 (2) 就労継続支援
京 都 市 桂 授 産 園	就労移行支援
京 都 市 ふ し み 学 園	生活介護
京 都 市 だ い ご 学 園	(1) 就労移行支援 (2) 就労継続支援

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)